

唐津市景観計画

平成20年	1月31日	告示
平成29年	3月24日	告示（変更）
令和2年	6月1日	告示（変更）

唐津市

唐津市景観計画

目次

第1章 景観計画の区域	1
1. 景観計画の区域	1
2. 重点区域の指定	1
第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	6
1. 景観まちづくりのテーマ	6
2. 景観形成の基本方針	6
3. 地域毎の景観形成の基本方針	9
4. 重点区域の景観形成の基本方針	12
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	15
1. 市域全域の良好な景観の形成のための行為の制限	15
2. 重点区域の良好な景観の形成のための行為の制限	15
第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	16
第5章 良好な景観の形成のために必要な事項	17
1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	17
2. 景観重要公共施設の整備及び占用の許可の基準に関する事項	17
3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	29
4. 自然公園法の許可の基準	29
(別表1) 重点区域の良好な景観の形成のための行為の制限 (蕨野の棚田地区)	30
(別表2) 重点区域の良好な景観の形成のための行為の制限 (城内地区・曳山通り)	33

第1章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域

唐津市全域を景観計画区域とする。

2. 重点区域の指定

景観計画区域のうち、本市の有する貴重な特色が象徴的に現れ、景観まちづくりの推進に関する施策が特に必要と認められる区域を重点区域として指定し、重点的に景観形成施策を推進する。

表1 重点区域

名称	地区の概況	区域
蕨野の棚田地区	日本の棚田百選の一つで、全国的にみても最大級の規模を誇り、日本の原風景を象徴する蕨野の棚田を中心とする地区	背景の山林と一体となった壮麗な景観や石垣と畦道がつくりだす地形の美しさを有する景観を保全すべき、蕨野の棚田及び周囲の山林等を含めた地区
城内地区	唐津城址であり、築城当時の区画・町割や、石垣や塀、豊かな緑による潤いなど、歴史的佇まいを感じさせる地区	東城内、西城内、南城内、北城内、大名小路からなる、唐津城として形成された地区
曳山通り	唐津城下町であり、築城当時の区画・町割・町名や町家など、歴史的佇まいを感じさせるとともに、本市を象徴する伝統行事である「唐津くんち」の曳山が巡行する地区	曳山が巡行する曳山巡行路沿線と、その周辺地区で構成される、唐津城下町として形成された地区

また、重点区域については、「唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針」に位置づけられた先導的に取り組むエリアを基本に、本市の優れた景観資源をつなぐ重要ルートを踏まえ、地域の景観まちづくりの熟度に応じて、その指定を拡大、追加するものとする。

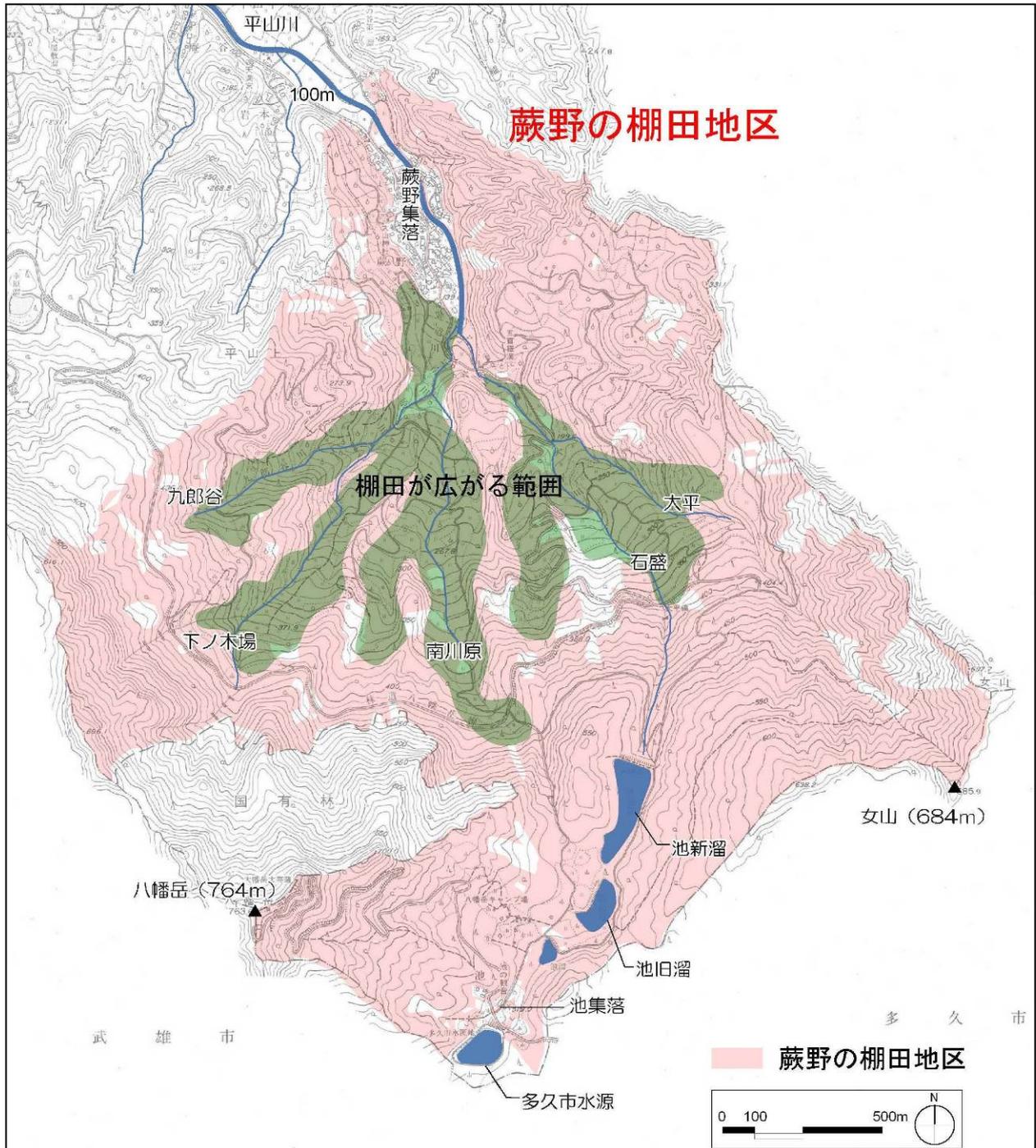


図1 蕨野の棚田地区 区域図

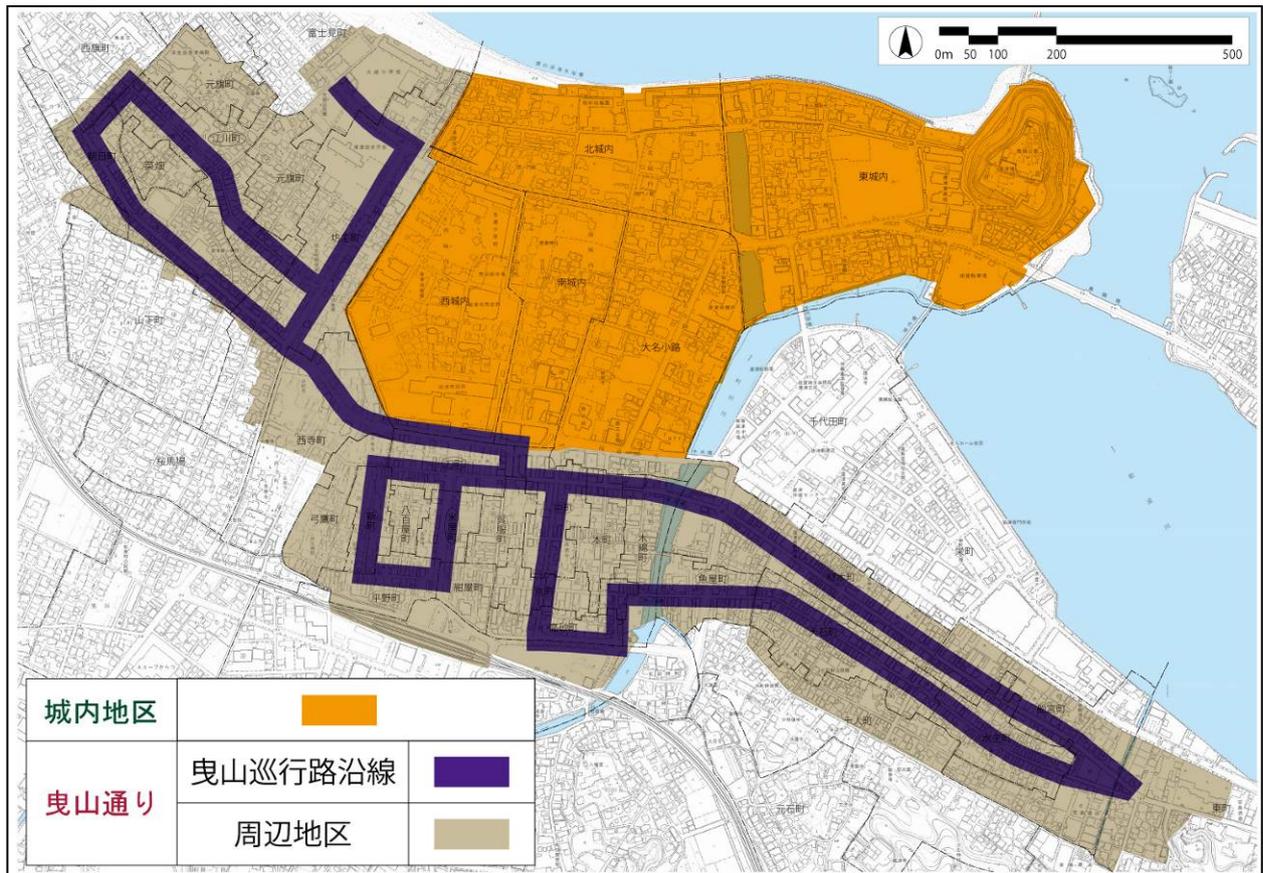


図2 城内地区・曳山通り 区域図

(「曳山巡行路沿線」は曳山巡行路に接する敷地とする。)

表2 先導的に取り組むエリア・重要ルート

区域	地区の概況	エリア内・ルート上の重要地区
先導的に取り組むエリア	呼子周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・玄界灘に面した波戸岬、加部島などの東松浦半島沿岸北ゾーンのうち呼子港の周辺エリア ・波戸岬地区 ・加部島地区 ・名護屋城跡及び陣跡地区 ・呼子港地区 など
	いろは島周辺エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・東松浦半島沿岸南ゾーンのうち、いろは島・大浦の棚田・白糸の滝などの周辺のエリア ・いろは島地区 ・大浦の棚田地区 ・白糸の滝周辺地区 など
	城内・中心市街地・みなとまちエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・唐津湾周辺ゾーンのうち、城内・内町・外町地区の中心市街地と唐津港周辺 ・城内地区 ・唐津港周辺地区 ・西唐津モダンレトロ地区 ・中心市街地商業地区 など
	松浦川沿川エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・松浦川流域ゾーン・唐津湾周辺ゾーンのうち、松浦川沿川 ・松浦川 ・徳須恵川 ・伊岐佐川 ・巖木川 ・見帰りの滝周辺地区 ・アザメの瀬 ・鶴殿の石仏群周辺地区 ・獅子城跡周辺地区 ・J R唐津線沿線 など
重要ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の優れた景観資源をつなぐルート ・国道203号 ・国道204号 ・国道323号 ・主要地方道 伊万里畑川内巖木線 ・主要地方道 巖木富士線 ・主要地方道 唐津北波多線 ・主要地方道 山本波多津線 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・鏡山 ・虹の松原 ・七ツ釜 ・立神岩 ・古窯の森公園周辺地区 ・岸岳城跡・波多城跡 ・巖木ダム ・鳴神の庄・観音の滝周辺地区 ・平原眺望ポイント など

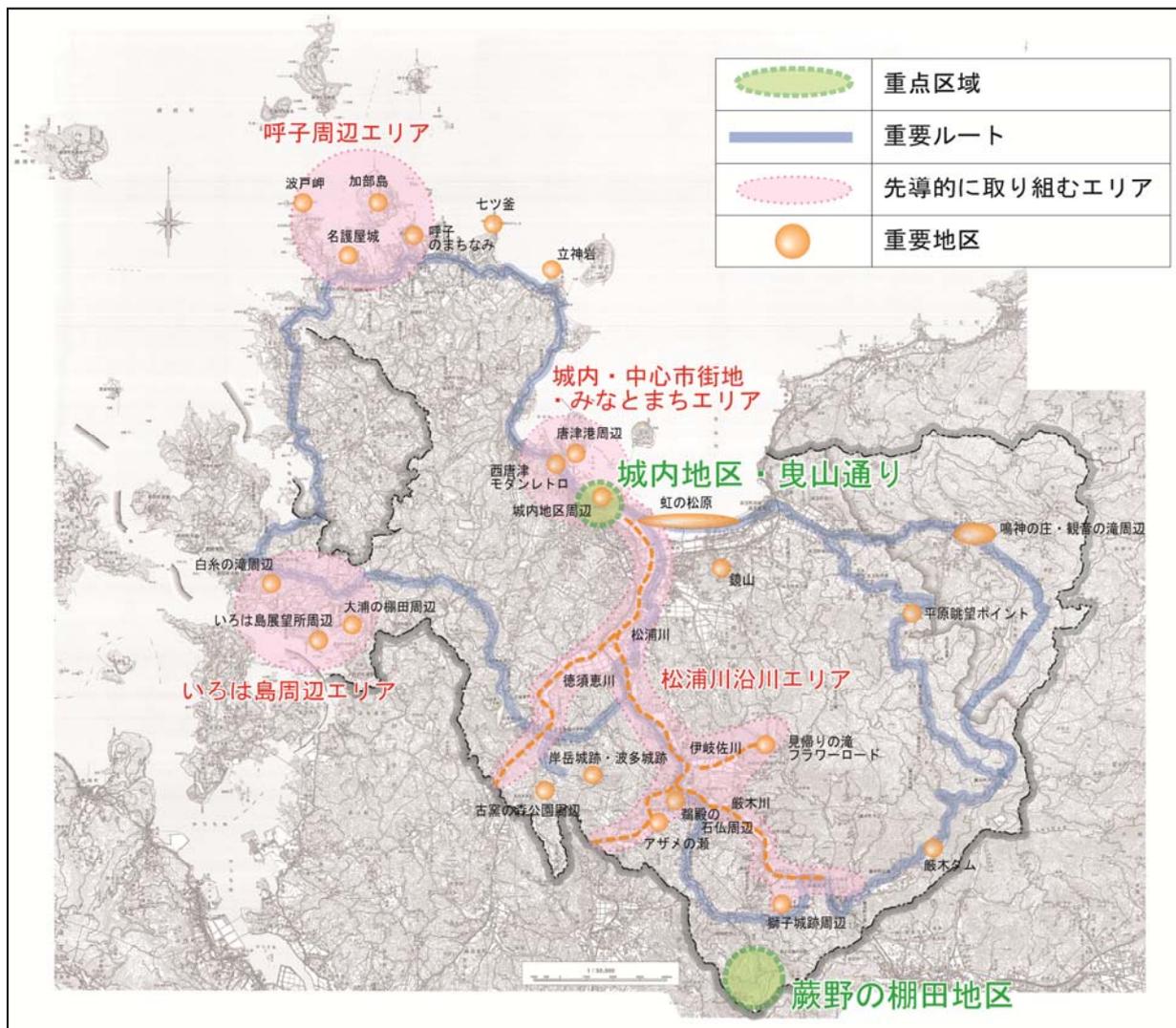


図3 先導的に取り組むエリア・重要ルート

第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

1. 景観まちづくりのテーマ

本市は、海、山、川など美しい自然や大陸への玄関口として栄えた様々な歴史・文化などによる個性あふれる豊かな景観を数多く有している。

これらの優れた資源をつなぐ重要ルートを設定し、複合的な価値を高めるとともに、市民及び来訪者の方に美しい唐津を見てもらい、市民の郷土への誇りや愛着を育てていくことを景観まちづくりのテーマとして定める。

<景観まちづくりのテーマ>

市民の郷土への誇りと愛着を育み、誰もが訪れたいくなる景観まちづくり
～『(仮称)“唐の津”風景街道』の形成～

2. 景観形成の基本方針

景観形成の目標実現のため、市全域では次の6つの基本方針を定め、魅力ある景観まちづくりを推進する。

①雄大な水と緑の自然景観を保全・活用した景観まちづくり

玄界灘や松浦川などの豊かな水環境、上場台地、天山・脊振山系の山林や斜面などの地形と緑は、本市の骨格として、まちの美しさや魅力を形成する基本的な要素である。また、これらはそこにくらす人々にうるおいや安らぎを与え、全ての生命の営みを支えてきた貴重な資源でもある。

こうした貴重な自然を守り、育て、継承するとともに、美しいまちの骨格として自然景観を保全、活用した景観まちづくりを推進する。

②地域の歴史・文化を保全・活用した景観まちづくり

唐津城や名護屋城跡、佐用姫にまつわる物語、遺構などの歴史的資源や、「唐津くんち」に代表される祭りや行事、人々の暮らしによって培われてきたまちなみや集落は、本市の特徴ある景観を形成している。このような本市固有の歴史や文化を尊重し、これを保全・活用することにより、伝統的な魅力を継承していくとともに、人々の暮らしや佇まいに彩りや個性を感じさせる都市空間の形成を目指す。

③景観資源をつなぐ快適な回遊性、アクセス性の高いルート

『(仮称)“唐の津”風景街道』を軸とした景観まちづくり

9市町村の合併により誕生した新唐津市には、景観資源が広範囲に分散しており、これらをつなぐルートを設定することで、回遊性、アクセス性を高めていくことが求められる。

このルートを『(仮称)“唐の津”風景街道』と位置づけ、これを軸とした景観まちづくりを進めることで、国内およびアジアを中心とする海外からの来訪者の回遊性、アクセス性を高め、景観資源を活用した観光の振興、地域の活性化につなげていく。

④市民の「暮らし」を大切にした景観まちづくり

市民にとっては、日常の「暮らし」の場としての景観まちづくりが重要である。特に唐津、浜玉の市街地周辺は、交通利便性の向上にともない、今後住宅開発等が進展すると予想される。

整ったまちなみや景観形成を図るうえで、可能な限りゆるやかな規制のもと、市民一人一人が景観に対する良識を身に付け、地域で取り決めたルールや活動を通じて、快適性と統一性のバランスが調和した生活空間の形成を目指す。

⑤ 「にぎわい」を創出する景観まちづくり

市民や来訪者が、本市に誇りや魅力を感じるには、視覚的なまちなみや自然の美しさに加え、いきいきと輝くまちとしての「にぎわい感」や「期待感」が求められる。

そこで、本市の「顔」となる場所や商業地区などでは、市内外から多くの来訪者を迎え、まちに活気とにぎわいを与える景観まちづくりを推進する。

⑥ 「市民全体」が盛り上り、協働して進める景観まちづくり

唐津らしい良好な景観を保全し、活用していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの事業や立場において、景観まちづくりを常に配慮していく必要がある。

特に、これからのまちづくりに関するあらゆる局面において、市民の皆さんの理解と協力に基づく取り組みが必要になっている。

そこで、お互いに果たすべき役割や責任を明確にしつつ、「美しい唐津市の活性化」という共通の目標に向かって、協働で取り組む景観まちづくりを推進する。

3. 地域毎の景観形成の基本方針

本市の特色ある景観資源や地域の特性を活かした景観まちづくりを進めるため、共通する景観特性を持つ8つの「地域ゾーン」、及び各ゾーンを有機的に連携する「重要ルート」を設定し、景観まちづくりの基本方針を定める。

表3 地域ゾーン毎の景観形成の基本方針

地域ゾーン	基本方針
唐津湾周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・城下町の歴史性と市街地形成の調和を図る。 ・虹の松原、鏡山の雄大な自然の保全・活用を図る。 ・景観を活かしのぎわいを創造、再生する。 ・まちなかの快適な水辺空間を活用する。 ・海や川からの視点を考慮した景観形成を図る。
半島沿岸 北	<ul style="list-style-type: none"> ・自然と海と人が調和した港町らしい景観形成を図る。 ・海への眺望や恵みなど、海の魅力を活用する。 ・名護屋城跡、佐用姫等の歴史や文化の保全・継承、及び活用を図る。
半島沿岸 南	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸の眺望性と魅力を活かした景観形成を図る。 ・鷹島肥前大橋による鷹島町と連携した観光振興・景観形成を図る。
上場台地	<ul style="list-style-type: none"> ・台地に一帯に広がる農地景観の保全・活用を図る。 ・太閤道の再生に向けた景観形成を図る。
松浦川流域	<ul style="list-style-type: none"> ・岸岳、作礼山など連続的な山林景観を保全する。 ・歴史・文化を継承した川づくりを進め、良好な河川景観の保全・活用を図る。 ・蕨野の棚田など日本らしい原風景の保全・活用を図る。 ・石仏群、岸岳城跡、古窯、獅子城跡など歴史的資源の活用を図る。 ・あじさい、菜の花、コスモスなど「花」の活用を図る。
玉島川流域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市にない美しい山里を感じ、楽しめる景観形成を図る。 ・市街地と玄界灘への眺望の保全・活用を図る。
天山・脊振山系	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な森林資源の維持・保全・活用を図る。
島しょ群	<ul style="list-style-type: none"> ・島にしかない豊かな自然の魅力や個性が楽しめる景観形成を図る。 ・各島の「玄関口」となる港の景観形成を図る。

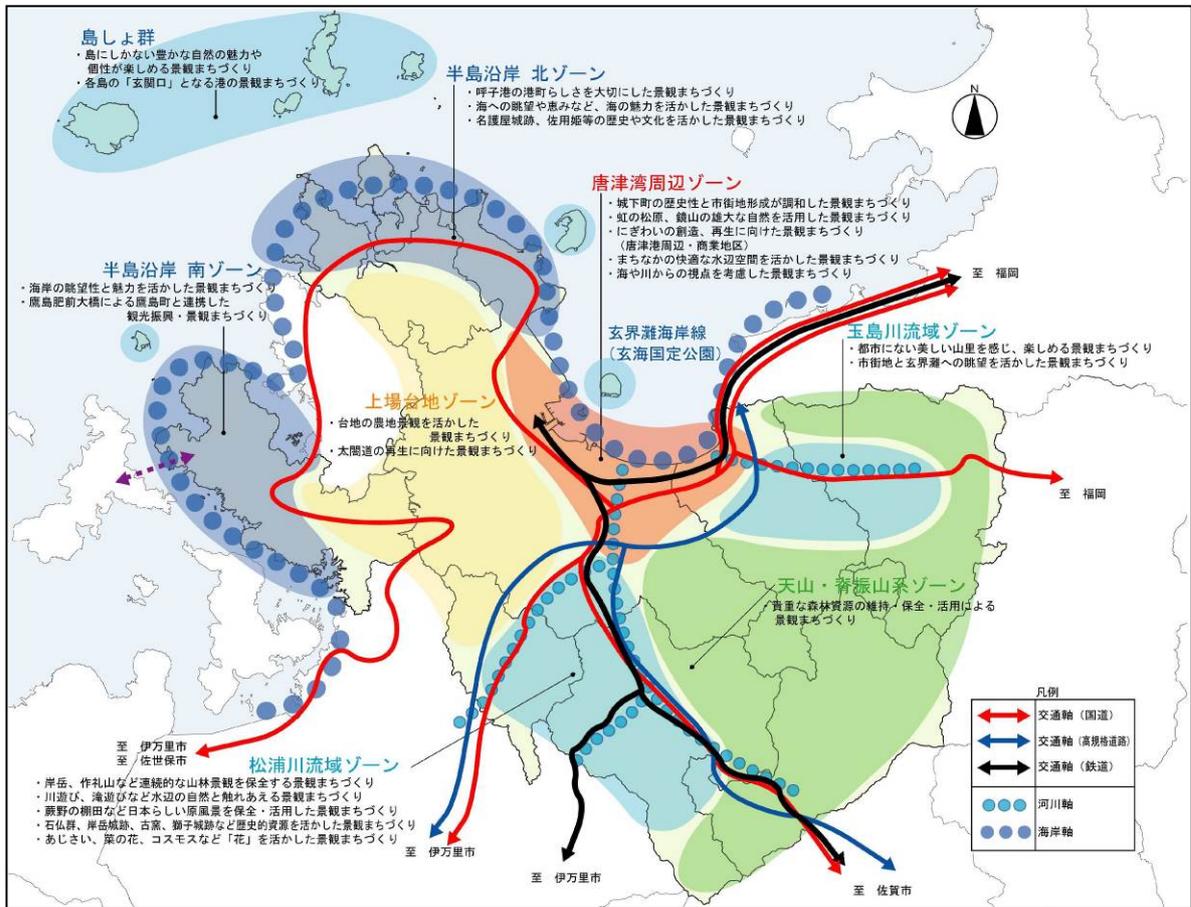


図4 景観形成の基本方針図

<地域ゾーン>

表 4 重要ルートの景観形成の基本方針

重要ルート	基本方針
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・「通りやすさ」、「わかりやすさ」、「楽しみやすさ」をポイントとし、沿道環境を活かした景観形成を図る。 ・沿道の建築物や屋外広告物などの景観誘導により、地域の特性に応じた良好な沿道景観の形成を図る。
歴史とまちが調和した「城下町ルート」	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道の歴史的まちなみ形成を図る。 ・唐津城等などのシンボルへの眺望景観を保全する。
まちと里をつなぐ「河畔ルート」	<ul style="list-style-type: none"> ・山々に囲まれた松浦川沿いの田園景観を保全する。
豊かな緑に囲まれた「中山間ルート」	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地への眺望ポイントを確保する。 ・中山間地域の落ち着いた山林景観を保全する。
里の文化に触れる「山里ルート」	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の背景となる山林や松浦川河畔の自然景観を保全する。 ・市民協働の「花」の道づくりを推進する。
海と夕日が美しい「海岸ルート」	<ul style="list-style-type: none"> ・海への眺望を保全し、眺望ポイントの拡大を図る。

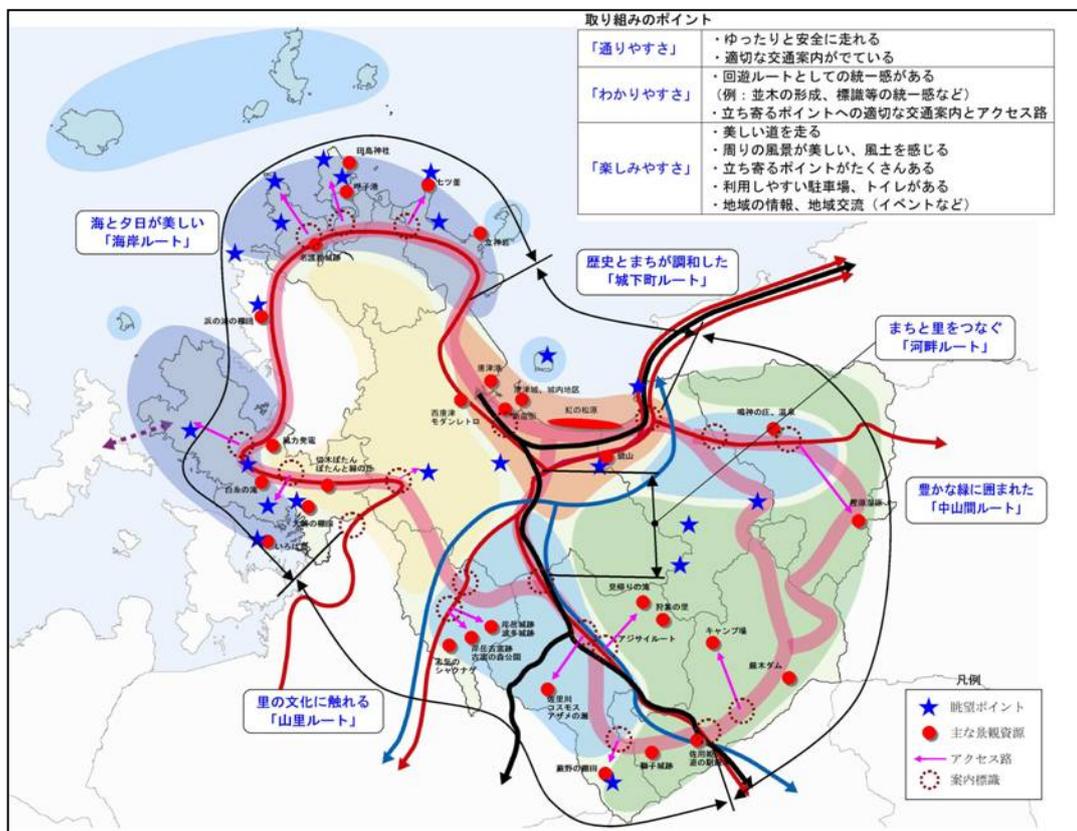


図 5 景観形成の基本方針図

<重要ルート>

4. 重点区域の景観形成の基本方針

重点的に景観まちづくりに取り組むべき重点区域においては、地域の特色を活かした良好な景観形成を図るため、以下の基本方針を定め、景観まちづくりを推進する。

■ 蕨野の棚田地区

棚田は、日本の「ふるさとの原風景」として多くの人々が思い浮かべる代表的な存在である。豊かな里山とともに何世代にもわたって「手入れ」が繰り返されてきた棚田の風景は、その土地の風土や立地条件を活かした特色ある営農の場として、農山村地域の生活と密接な関わりを有する貴重な「文化的景観」である。

「蕨野の棚田」がもつ、全体景観の壮大さと有機的な美しさ、石造技術の知恵と工夫に裏付けられた歴史、「手間講」の精神に象徴される協働活動の継続、という特徴を維持するとともに次世代に継承し、地域との協働により貴重な景観を守り、育てる景観まちづくりを推進する。

表 5 蕨野の棚田地区の景観形成の基本方針

重点区域	基本方針
蕨野の棚田地区	<ul style="list-style-type: none">・棚田と山林などの周辺環境が一体となって創り出す蕨野の棚田の景観を総合的に保全する。・蕨野の棚田の文化的景観を、地域・国民の貴重な共有財産と考え、地域との協働により良好な景観の保全・継承・活用を図る。・景観と生活、生業との調和のとれた、良好な景観形成を推進する。

■城内地区・曳山通り

城内地区・曳山通りは、唐津城が築城された当時の区画・町割や、町名等が色濃く残り、石垣や塀、町家の軒の連なり、敷地からあふれ出る緑が、城下町としての風情を感じさせる地区である。また、本市を象徴する伝統行事であり、ユネスコ無形文化遺産に登録された「唐津くんち」の曳山が通る町並み景観は唐津固有の文化の表れとして大切に継承すべきものである。両地区は本市の中心市街地としての都市機能を担っており、市民や来訪者にとって本市を代表する場所である。

城内地区・曳山通りにおいて、町並み全体の調和を守るための景観形成基準、町並みの連続性をつくり育てるための推奨基準と助成支援制度、一定規模以上の建築行為等に関して地域住民が参画する仕組みを導入することで、城内地区・曳山通りの景観を次世代に継承し、地域の活性化、文化の継承、地域コミュニティの維持に資するための景観まちづくりを推進する。

城内地区・曳山通り景観まちづくりのテーマ

城内地区・曳山通りならではの佇まいを守り、つくり、育て、
賑わいの創出につなぐ景観まちづくり

表 6 城内地区・曳山通りの景観形成の基本方針

重点区域	基本方針
城内地区	<p>－落ち着きと風格のある城内の佇まいを守り、つくり、育てる。－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・唐津城が築城された当初から残る区画・町割りを保全するとともに、城内の町並みを形成している石垣や笹垣を残しながら、城下町の佇まいが感じられる沿道景観を形成する。 ・城内地区の象徴であり、観光の拠点でもある唐津城への眺望や唐津城からの景観を損ねないよう配慮する。 ・二の門堀や町田川沿いの対岸など、水辺と石垣の景観を継承し、美しく整える。 ・唐津神社や旧高取邸などの緑を継承するとともに、緑豊かな潤いのある城内地区を形成する。 ・門、塀、生垣等の設置を推進し、通りの連続性を図る。 ・旧高取邸などの歴史的・文化的資源と連携し、市民や来訪者が足を運びたくなるような景観形成を進め、賑わいづくりにつなげていく。
曳山通り	<p>－曳山の背景にふさわしい佇まいを守り、つくり、育てる。－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区に残る町家形式の建物などの歴史的建造物と昔ながらの町並みに調和を図りながら、曳山通りにふさわしい沿道景観を形成する。 ・下屋が連なり曳山が映える狭い路地の風景を継承する。 ・1階軒や門、塀、生垣等の設置を推進し、通りの連続性を図る。 ・商業機能と連携し市民や来訪者が足を運びたくなるような景観形成を進め、賑わいづくりにつなげていく。 ・町田川沿いの対岸や唐津城への風景を美しく整え、良好な水辺空間を創出する。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 市域全域の良好な景観の形成のための行為の制限

本市全体の景観に大きな影響を与えると考えられる大規模な建築物または工作物等の形態意匠などは、地域の景観との調和に配慮したものとする。

なお、市域全域（重点区域を除く）の良好な景観の形成のための届出対象行為及びその基準については、今後、市民、事業者、関係機関との合意形成を図り、速やかに景観計画に定めるものとする。

2. 重点区域の良好な景観の形成のための行為の制限

重点区域内においては、重点的に景観まちづくりに関する施策を推進するため、市域全域の行為の制限に加え、重点区域の特性に応じた行為の制限を設定し、良好な景観の形成を図ることとする。

重点区域を届出対象区域とし、その基準は別表1、2に示すとおりである。

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

1. 基本方針

地域の自然や歴史、文化、生活等から見て、地域の景観上の特徴を有し、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている景観資源の保存と活用を図るため、以下のとおり景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針を定める。

■景観重要建造物の指定方針

道路その他公共の場所から容易に見ることのできる建造物のうち、次のいずれかに該当するものを、所有者等の意見を聴いて指定する。

○歴史や文化、生活等を象徴し、地域の重要な景観要素となるもの

○優れたデザインや地域の伝統的な様式・技法・素材等を継承し、良好な景観の形成を促すもの

○地域のシンボルやランドマークとなっているもの

○市民に親しまれ、積極的な保存・整備・活用が望まれるもの

※適用除外：国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物

■景観重要樹木の指定方針

道路その他公共の場所から容易に見ることのできる樹木のうち、次のいずれかに該当するものを、所有者等の意見を聴いて指定する。

○樹齢や樹容等から、地域の重要な景観要素となっているもの

○市民に親しまれ、積極的な保存・整備・活用が望まれるもの

※適用除外：特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物

2. 重点区域「城内地区」及び「曳山通り」における指定の方針

重点区域「城内地区」及び「曳山通り」においては、良好な景観形成の拠り所となる歴史的・文化的景観資源等の保存と活用を図るため、積極的に景観重要建造物及び景観重要樹木に指定する。

第5章 良好な景観の形成のために必要な事項

1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項

景観を構成する重要な要素の一つである屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の表示または設置については、良好な景観の形成を図るため、独自のルールづくりや具体的なガイドライン等の作成により、屋外広告物の適切な規制及び誘導を図るものとする。

2. 景観重要公共施設の整備及び占用の許可の基準に関する事項

■基本方針

本市の公共施設のうち、良好な景観の形成に重要なものについては、施設の管理者等と協議のうえ、景観重要公共施設に位置づけ、その整備に関する事項及び占用の許可の基準を定める。

■重点区域「城内地区」及び「曳山通り」における指定の方針

- (1) 重点区域「城内地区」及び「曳山通り」区域内の公共施設の中からの指定を基本とする。
- (2) 重点区域「城内地区」及び「曳山通り」の区域外であっても、当該区域内の公共施設との連続性や統一性の確保が必要と考えられる公共施設は、景観重要公共施設の指定の対象とする。
- (3) 重要な自然景観である河川、多種多様な人の利用が想定される生活施設や観光施設をつなぐ主要な道路、唐津くんちの曳山巡行路及びそれらの沿道に位置する都市公園を景観重要公共施設の指定の対象とする。

■景観重要公共施設の指定

次の道路、河川及び都市公園を景観重要公共施設に指定する。

分類		路線名	起終点又は区域	
景観 重要 道路	区分1	県道 唐津停車場線	起点	唐津市平野町 1616 番 1 地先
			終点	唐津市弓鷹町 1500 番 2 地先
		市道 大名小路西ノ門線	起点	唐津市大名小路 40 番 1 地先
			終点	唐津市西城内 120 番 2 地先
		市道 志道線	起点	唐津市西城内 71 番 2 地先
			終点	唐津市西城内 65 番 2 地先
		市道 市役所線	起点	唐津市西城内 15 番地先
			終点	唐津市西城内 1 番地先
		市道 大手小路埋門線	起点	唐津市南城内 1 番地先
			終点	唐津市南城内 99 番地先
		市道 明神線	起点	唐津市西城内 12 番 2 地先
			終点	唐津市西城内 120 番 1 地先
		市道 唐津駅前東新興町線	起点	唐津市平野町 1618 番 1 地先
			終点	唐津市新興町 2893 番 2 地先
		県道 唐津呼子線の一部	起点	唐津市坊主町 475 番 11 地先
			終点	唐津市坊主町 474 番 3 地先
		県道 虹の松原線の一部	起点	唐津市坊主町 474 番 3 地先
			終点	唐津市千代田町 2583 番 32 地先
		市道 大名小路線の一部	起点	唐津市大名小路 5 番地先
			終点	唐津市東城内 52 番 1 地先
		市道 舞鶴公園一号線の一部	起点	唐津市東城内 183 番 1 地先
			終点	唐津市東城内 213 番地先
		市道 坊主町海水浴場線の一部	起点	唐津市坊主町 471 番 12 地先
			終点	唐津市坊主町 430 番 1 地先
市道 千代田町二ノ門線の一部	起点	唐津市千代田町 2109 番 110 地先		
	終点	唐津市東城内 364 番 1 地先		
	区域	唐津市千代田町 2109 番 90 地先		

分類		路線名	起終点又は区域	
景観 重要 道路	区分1	市道	起点	唐津市千代田町 2583 番 34 地先
		千代田町町田線の一部	終点	唐津市新興町 2893 番 31
		市道	起点	唐津市千代田町 2109 番 139 地先
		千代田町川端線の一部	終点	唐津市千代田町 2565 番 5 地先
		市道	起点	唐津市東城内 242 番 1 地先
		東城内千代田町線の一部	終点	唐津市千代田町 2565 番 23 地先
	市道	起点	唐津市富士見町 593 番 256 地先	
	妙見満島線の一部	終点	唐津市東唐津 1 丁目 226 番 1 地先	
	区分2	市道	起点	唐津市東城内 72 番地先
		二ノ門公園線	終点	唐津市東城内 183 番 1 地先
		市道	起点	唐津市北城内 175 番地先
		御見馬場四号線	終点	唐津市北城内 41 番 3 地先
		市道	起点	唐津市北城内 108 番地先
		海水浴場支線	終点	唐津市東城内 58 番 3 地先
		市道	起点	唐津市南城内 122 番地先
		埋門海水浴場線	終点	唐津市北城内 84 番 1 地先
		市道	起点	唐津市東城内 109 番地先
		二ノ門一号線の一部	終点	唐津市東城内 57 番 1 地先
		市道	起点	唐津市東城内 183 番 6 地先
		二ノ門二号線の一部	終点	唐津市東城内 183 番 6 地先
	市道	起点	唐津市富士見町 593 番 11 地先	
	御見馬場一号線の一部	終点	唐津市富士見町 593 番 248 地先	
	区分3	市道	起点	唐津市刀町 1825 番 1 地先
		呉服町線	終点	唐津市紺屋町 1699 番 2 地先
		市道	起点	唐津市刀町 1533 番 1 地先
		刀町線	終点	唐津市刀町 1515 番 1 地先
		市道	起点	唐津市刀町 1537 番 1 地先
刀町西寺町線		終点	唐津市西寺町 1386 番地先	
市道		起点	唐津市大名小路 310 番地先	
中町線		終点	唐津市高砂町 1699 番 27 地先	

分類		路線名	起終点又は区域	
景観重要道路	区分3	市道 木綿町線	起点	唐津市大名小路 308 番 8 地先
			終点	唐津市木綿町 1997 番地先
		市道 米屋町木綿町線	起点	唐津市米屋町 1648 番地先
			終点	唐津市米屋町 1976 番地先
		市道 紺屋町船宮町線	起点	唐津市紺屋町 1665 番 1 地先
			終点	唐津市船宮町 47 番 4 地先
		市道 新町線	起点	唐津市新町 1495 番 5 地先
			終点	唐津市新町 1449 番 1 地先
		市道 木綿町材木町線	起点	唐津市木綿町 1982 番地先
			終点	唐津市材木町 2080 番 1 地先
		県道 唐津呼子線の一部	起点	唐津市坊主町 518 番 5 地先
			終点	唐津市西旗町 956 番 1 地先
		市道 大手口東線の一部	起点	唐津市弓鷹町 1513 番地 34 地先
			終点	唐津市東町 55 番 1 地先
		市道 本町線の一部	起点	唐津市大名小路 310 番 32 地先
			終点	唐津市本町 1744 番地先
		市道 京町町田線の一部	起点	唐津市京町 1732 番 1 地先
			終点	唐津市高砂町 1699 番 9 地先
		市道 平野町熊原線の一部	起点	唐津市平野町 1616 番 1 地先
			終点	唐津市平野町 1440 番 3 地先
市道 西ノ門二夕子線の一部	起点	唐津市坊主町 458 番 4 地先		
	終点	唐津市江川町 719 番 4 地先		
市道 西旗町富士見町線の一部	起点	唐津市朝日町 983 番 1 地先		
	終点	唐津市西旗町 722 番 1 地先		
景観重要河川		町田川の一部	起点	新興大橋南端
			終点	城内橋東端
景観重要都市公園		北城内児童公園	区域	唐津市北城内 133 番
		大名小路児童公園	区域	唐津市大名小路 1 番 2
		南城内児童公園	区域	唐津市南城内 147 番 1

分類	路線名	起終点又は区域	
景観重要 都市公園	舞鶴海浜公園の一部	区域	唐津市東城内 189 番、190 番、191 番、193 番、194 番、195 番 1、195 番 2、195 番 3 及び 242 番 1 地先
	松浦河畔緑地の一部	起点	唐津市千代田町 2109 番 139 地先
		終点	唐津市栄町 2588 番 10
		区域	唐津市千代田町 2565 番 8
二の門堀緑地の一部	区域	唐津市東城内 1 番 1、52 番 1 及び 52 番 1 地先並びに大名小路 125 番	

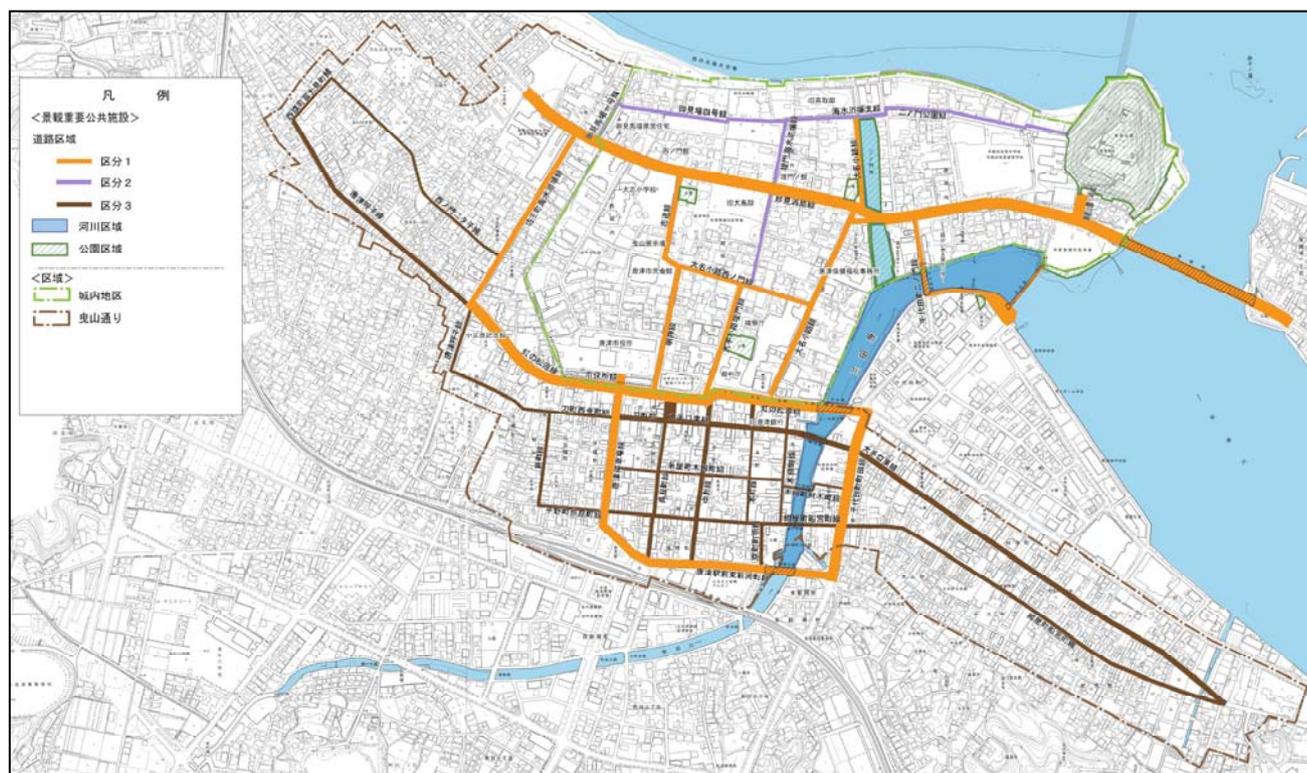


図6 景観重要公共施設

■景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、城内地区・曳山通り公共施設景観ガイドラインに定める参酌基準に基づき策定した事業計画による整備その他唐津市から別に指示がある場合はこの限りではない。

(1) 景観重要道路

整備方針	区分1	車道舗装	黒舗装（アスファルト）とする。
		歩道舗装	<p>① 形態及び意匠</p> <p>イ デザインは、石畳み風のデザインとする。（施工上等の理由により平板ブロックの設置が困難な場合はこの限りではない。）</p> <p>ロ 視覚障害者誘導用ブロックの設置にあたっては、縁取りを付けるものとする。</p> <p>② 色彩</p> <p>イ 色彩は、グレー（マンセル値 無彩色 明度8程度）とする。</p> <p>ロ 視覚障害者誘導用ブロックの色彩は、黄色（マンセル値 色相5Y 明度9 彩度5程度）とする。</p> <p>ハ 視覚障害者誘導用ブロックの縁取り部分の色彩は、ダークグレー（マンセル値 色相10YR 明度6 彩度0.5程度）とする。</p> <p>ニ 使用する色彩は、できるだけ少なくする。</p>
	区分2	車道舗装	<p>① 色彩</p> <p>イ 色彩は、グレー（マンセル値 無彩色 明度5程度）とする。</p>
	区分3	車道舗装及び歩道舗装	<p>① 形態、意匠及び色彩</p> <p>イ 構造、舗装材及び色彩は、地域のまちづくり活動や地域の合意形成の結果に基づくものとする。</p>
	全区分	柵	<p>① 形態及び意匠</p> <p>イ 機能的、構造的に不要な装飾やレリーフがあるものは使用しないものとする。</p> <p>ロ 透過性の高い横棧型のものとする。</p> <p>② 色彩</p> <p>イ 色彩は、ダークブラウン（マンセル値 色相10YR 明度2 彩度1程度）とする。</p>

整備方針	全区分	街灯	<p>① 形態及び意匠</p> <p>イ 機能的、構造的に不要な装飾やレリーフがあるものは使用しないものとする。</p> <p>ロ 同一路線では、灯具を設置する高さや色温度を統一する。</p> <p>ハ 光源はLEDとし、色温度は2,700K（ケルビン）～3,000Kとする。</p> <p>② 色彩</p> <p>イ 色彩は、ダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）とする。</p>
	全区分	標識柱	<p>① 形態及び意匠</p> <p>イ 機能的、構造的に不要な装飾やレリーフがあるものは使用しないものとする。</p> <p>② 色彩</p> <p>イ 柱部分の色彩は、ダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）とする。</p>
	全区分	その他の道路附属物	<p>① 色彩</p> <p>イ 色彩は、ダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）を基本とし、これによらない場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 白、灰及び茶系を基本とし、マンセル値は彩度 4 以下とする。 ・ 使用する色数は可能な限り少なくし、3 色程度を目安とする。 <p>ロ 着色を施していない自然素材を使用する部分についてはこの限りではない。</p>

(2) 景観重要河川

整備方針	河川管理施設	<p>① 形態及び意匠</p> <p>イ 機能的、構造的に不要な装飾やレリーフがあるものは使用しないものとする。</p> <p>② 色彩</p> <p>イ 色彩は、ダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）を基本とし、これによらない場合は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・白、灰及び茶系を基本とし、マンセル値は彩度 4 以下とする。・使用する色数は可能な限り少なくし、3 色程度を目安とする。 <p>ロ 着色を施していない自然素材を使用する部分についてはこの限りではない。</p>
------	--------	---

(3) 景観重要都市公園

整備方針	公園施設	
		<p>① 形態及び意匠</p> <p>イ 次のいずれかの方法により、町並みの連続性の向上を図るものとし、これによらない場合は、次項ロによるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・道路境界に外構（生垣、門、土塀、板塀、石垣又は垣根）を設置する。・視線より高い位置の樹冠となる樹木を道路沿いに連続的に植栽する。 <p>② 色彩</p> <p>イ 自動販売機の色は、ダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）とする。</p> <p>ロ 外構等の設置による町並みの連続性確保ができない場合における公園施設の工作物の色彩は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ダークブラウンを基本とする。・上記によらない場合は、白、灰及び茶系を基本とし、マンセル値は彩度 4 以下とする。・使用する色数は可能な限り少なくし、3 色程度を目安とする。 <p>ハ 着色を施していない自然素材を使用する部分についてはこの限りではない。</p>

■景観重要公共施設の占用の許可の基準

景観重要公共施設の占用の許可の基準は、次のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- ① 法令及び条例の規定において、色彩及び意匠等について指定があるもの又はその部分
- ② 地下埋設物その他地表面又は水面上に現れないもの
- ③ 占用許可期間が1年以内の仮設物で、占用許可の更新予定がないもの
- ④ 景観重要公共施設の占用の許可の基準が適用された日において現に存する占用物件で、外観の変更を伴わないもの
- ⑤ 電柱等に添加するもので、占用物件の下端の高さが地面又は水面から4.5m以上のもの
- ⑥ 城内地区・曳山通り公共施設景観ガイドラインに定める参酌基準に基づき策定した事業計画により整備する施設その他唐津市から別に指示があるもの

(1) 景観重要道路

占用許可基準	<p>① 形態及び意匠</p> <p>イ 機能的、構造的に不要な装飾やレリーフがあるものは使用しないものとする。</p> <p>② 色彩</p> <p>イ 鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱その他道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物の色彩は、ダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）とする。</p> <p>ロ 上記以外の工作物の色彩は、ダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）を基本とし、これによらない場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白、灰及び茶系を基本とし、マンセル値は彩度4以下とする。 ・使用する色数は可能な限り少なくし、3色程度を目安とする。 <p>ハ 着色を施していない自然素材を使用する部分についてはこの限りではない。</p> <p>ニ 巻き看板等に地名表示をする場合における当該表示部分の色彩は、地色をダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）とし、文字を白（マンセル値 無彩色 明度 10 程度）とする。</p>
---------------	---

(2) 景観重要河川

占用許可基準	<p>① 形態及び意匠</p> <p>イ 機能的、構造的に不要な装飾やレリーフがあるものは使用しないものとする。</p> <p>② 色彩</p> <p>イ 鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱その他河川敷地占用許可準則第7第2項ハに掲げる工作物の色彩は、ダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）とする。</p> <p>ロ 上記以外の工作物の色彩は、ダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）を基本とし、これによらない場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・白、灰及び茶系を基本とし、マンセル値は彩度 4 以下とする。・使用する色数は可能な限り少なくし、3 色程度を目安とする。 <p>ハ 着色を施していない自然素材を使用する部分についてはこの限りではない。</p> <p>ニ 巻き看板等に地名表示をする場合における当該表示部分の色彩は、地色をダークブラウン（マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度）とし、文字を白（マンセル値 無彩色 明度 10 程度）とする。</p>
---------------	--

(3) 景観重要都市公園

<p>占用許可基準</p>	<p>① 形態及び意匠</p> <p>イ 機能的、構造的に不要な装飾やレリーフがあるものは使用しないものとする。</p> <p>② 色彩</p> <p>イ 鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱その他都市公園法第7条第1項第1号及び第4号並びに都市公園法施行令第12条第2項第1号から第1の3号までに掲げる工作物の色彩は、ダークブラウン(マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度)とする。</p> <p>ロ 上記以外の工作物の色彩は、ダークブラウン(マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度)を基本とし、これによらない場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・白、灰及び茶系を基本とし、マンセル値は彩度 4 以下とする。・使用する色数は可能な限り少なくし、3 色程度を目安とする。 <p>ハ 着色を施していない自然素材を使用する部分についてはこの限りではない。</p> <p>ニ 巻き看板等に地名表示をする場合における当該表示部分の色彩は、地色をダークブラウン(マンセル値 色相 10YR 明度 2 彩度 1 程度)とし、文字を白(マンセル値 無彩色 明度 10 程度)とする。</p>
---------------	---

3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

本市の中山間地、丘陵地では、蕨野地区や大浦地区に代表されるように、地形的な制約から棚田による稲作が営まれてきた。これらの棚田では、急峻な斜面を開墾して築かれた力強さと、雄大な山々、台地が織りなす風景に、美しい里山景観を見ることができる。

これらの良好な農山村景観の保全・創出が必要な地域においては、景観農業振興地域整備計画を策定し、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、必要な事項について検討することとする。

4. 自然公園法の許可の基準

本市の玄界灘沿岸には、呼子湾や伊万里湾などの入り込んだ地形のほか、波戸岬や大小の島々が浮かぶいろは島、波の浸食により形成された七ツ釜や立神岩など様々な表情を持ち、素晴らしい自然の造形美を誇っている。

これらの、玄界灘に臨む海岸線区域は玄海国定公園区域に指定されており、重点区域の拡充に併せて、良好な景観の形成に必要な上乘せの許可基準について検討することとする。

重点区域の良好な景観の形成のための行為の制限
(蕨野の棚田地区)

1-1 届出対象行為

行為の種類		規模
建築物	新築、増築、改築または移転、外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替または色彩の変更をいう。） ただし、地下に設ける建築物の建築等は除く。	・すべての規模の行為を届出対象とする。
工作物	新設、増築、改築または移転、外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替えまたは色彩の変更をいう。） ただし、地下に設ける工作物の建設、仮設の工作物の建設等、農業または林業を営むための工作物（高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンク等を除く）の建設等を除く。	・すべての規模の行為を届出対象とする。
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	・開発区域の面積が10,000㎡以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更	ただし、農業または林業を営むために行う土地の形質の変更（土地の開墾を除く）、幅員が2m以下の用水路または幅員が2m以下の農道・林道の設置を除く。	・すべての規模の行為を届出対象とする。
木竹の伐採または植栽	ただし、間伐、危険木の伐採、施設の保守のために必要な伐採その他の通常の維持管理行為及び仮植した木竹または測量、実施調査等の支障となる木竹の伐採、農業または林業を営むために行う木竹の伐採（皆伐を除く）または植栽を除く。	・すべての規模の行為を届出対象とする。
水面の埋立て		・すべての規模の行為を届出対象とする。

1-2 行為の基準

項目	基準
建築物・工作物	基本的事項 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置や形態、素材、意匠、工法、色彩によるものとする。 ・まち並みが形成されている地域における場合には、まち並みとの調和及び連続性に配慮した配置及び形態・意匠、色彩とするよう努める。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであると同時に、背後の景観への眺望を極度に妨げないものとする。
	配置 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木その他景観的特長を活かした配置に努める。 ・良好な沿道景観を形成するため、道路から後退しオープンスペースの確保に努める。 ・作業小屋等は、景観への影響が大きな位置を避けて設置するよう努める。
	形態 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感の軽減に努める。 ・作業小屋等は、景観への影響が少ない高さとするよう努める。
	素材 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、かつ長期間にわたって良好な景観を維持できるよう、耐久性及び耐候性に優れた材料を用いるよう努める。
	意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、全体的に統一感のある意匠とするよう努める。また、同一敷地内の複数の建築物等についても、景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとするよう努める。
	色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避け、落ち着いた色を用いるよう努める。
	外構・設備 <ul style="list-style-type: none"> ・外構は、地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化に努める。 ・柵・塀などを設ける場合には、建築物本体と調和するように形態や色彩を工夫し、地域の景観になじむように配慮する。 ・付帯施設である給水室、電気室、ごみ置場、倉庫などは、地域の景観に調和するように形態や色彩を工夫し、緑化などによる修景に配慮する。
	屋外駐車場等 <ul style="list-style-type: none"> ・その位置、デザインに配慮するとともに、積極的な緑化に努めること。
	植栽 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・開発後の土地の地形や地勢が、周辺の景観になじむよう配慮する。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・造成は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢と著しく変更されるものでないこと。 ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地形や地勢、樹木の保全に努める。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周辺の景観になじむものとするよう努める。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特性の継承を図るよう努める。

項目	基準
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・開発後及び開発中の地形や地勢及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全または植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減するように努める。
土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更	<p>(開発行為に対する基準に加え、以下の基準を適用する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道・耕作道は、整備する素材や設置場所、規模など、地域の景観に配慮したものとする。 ・石垣の新設・修復にあたっては、工法、素材などを地域の伝統や歴史に配慮するよう努める。 ・棚田の耕作形態を変更しないよう努める。 ・信仰に関わる施設（石造物、建造物等）の保存を行うこと。
木竹の伐採または植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採跡地の森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防備及び生態系の保全に努める。 ・植栽にあたっては、現状の植生区分に従うよう努める。 ・地形の改変を行わないように配慮した森林施業に努める。
水面の埋立て	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の水利システムの維持を第一に考え、適切な維持管理・補修を行いつつ現状地形の保存を図ること。

重点区域の良好な景観の形成のための行為の制限
(城内地区・曳山通り)

2-1 届出対象行為

行為の種類		規模
建築物	新築、増築、改築または移転、外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替えまたは色彩の変更をいう。） ただし、地下に設ける建築物の建築等を除く。	・すべての規模の行為を届出対象とする。
工作物	新設、増築、改築または移転、外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替えまたは色彩の変更をいう。） ただし、通常望見できない場所に設置する工作物の建設等、個人の専用住宅及び兼用住宅の敷地に設置する当該住宅のための電気供給または有線電気通信のための電線路及び支持物で高さが7m未満のものの建設等を除く。	
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	・開発区域面積が3,000㎡以上のもの
土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更		・行為に係る面積が100㎡以上のもの
木竹の伐採（城内地区のみ）		・樹高が10m以上のもの

※あさひ通り「向こう三軒両隣り」景観協定の区域は届出の対象外とする。

2-2 行為の基準

行為の基準として、景観を守っていくために必ず守る必要がある景観形成基準と、景観をつくり育ていくために推奨する推奨基準を以下のとおり定める。

■ 2-2-1 城内地区の景観形成基準(必ず守る基準)

項目		基準
建築物・工作物	屋根	・屋根の色彩は落ち着いた色とし、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。有彩色はマンセル値で彩度4以下、明度6以下とする。無彩色はN6.5以下とする。
	外壁	・外壁の色彩は落ち着いた色とし、マンセル値で彩度4以下とする。ただし、着色を施していない自然素材は除く。 ・外壁に使用する色数は可能な限り少なくし、3色程度を目安とする。複数の色を使用する場合は、色の三属性（色合い、明るさ、鮮やかさ）の対比が強くなるように努めること。
	設備	・太陽光パネルは、屋根の色彩に調和させ、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。
	自動販売機	・自動販売機の色彩は焦げ茶色（ダークブラウン）とする。
	鉄塔・電柱・街路灯柱・カーブミラー柱等	・鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等の工作物は、唐津城への眺望を阻害しないように配慮した設置箇所、高さとし、周辺の景観に配慮した形態意匠及び焦げ茶色（ダークブラウン）を基本とした色彩とする。
開発行為	・開発後の土地の地形や地勢が、周辺の景観になじむよう配慮する。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更	・造成は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢と著しく変更されるものでないこと。 ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては既存の地形や地勢、樹木の保全に努める。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周辺の景観になじむものとするよう努める。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特性の継承を図るよう努める。 ・開発後及び開発中の地形や地勢及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全または植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減するよう努める。	
屋外における物件の堆積	・堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。	

■ 2-2-2 城内地区の推奨基準

項目		基準
建築物・ 工作物	形態・意匠	・周辺の歴史的建造物や町並みに調和するよう配慮する。
	屋根	・切妻、寄棟、入母屋屋根（勾配 4/10～6/10）で日本瓦を使用する。
	外壁	・素材に自然素材（木材・漆喰等）を使用する。 ・地元産の木材など、地産素材を積極的に活用する。
	設備	・室外機や屋上の設備機器などは、原則、通常望見できる部分に露出しないこととし、やむを得ない場合は、木製格子等、和風の囲いを設けるなどして目隠しするか、茶色等に着色し、町並みに調和するものとする。
	外構等 （道路境界）	・やむを得ず、駐車スペースを建物の壁面を後退させて設ける場合や一階部分に設ける場合等には、道路に面した部分に門・塀・生垣等を設置し、現在の町並みの壁面線や生垣等と連続性を持たせるものとする。 ・門は、木製瓦屋根または石柱のものとする。 ・塀は、土塀、板塀、石垣のものとする。 ・生垣は、ヤダケ、ホウライチクを用いた笹垣を基本とする。
	夜間照明	・玄関灯など夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置など工夫し、落ち着いた雰囲気を出すよう配慮する。
その他	・その他の工作物は、周辺との調和を図り、色彩は原色を避け落ち着いた色彩を使用することとする。	
木竹の伐採	・町内住民の理解において、地域の景観に重要な樹木と判断された場合は、樹木の保護に努める。	

■ 2-2-3 曳山通りの景観形成基準(必ず守る基準)

項目		基準	
		曳山巡行路沿線	周辺
建築物・ 工作物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の色彩は無彩色とし、マンセル値でN6.5以下とする。 	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、白・灰・茶系を基本とし、マンセル値で彩度4以下とする。ただし、着色を施していない自然素材を除く。 ・外壁に使用する色数は可能な限り少なくし、3色程度を目安とする。複数の色を使用する場合は、色の三属性（色合い、明るさ、鮮やかさ）の対比が強くないように努めること。 	
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルは、屋根の色彩に調和させ、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。 	
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の色彩は焦げ茶色（ダークブラウン）とする。 	
	鉄塔・電柱・街路灯柱・カーブミラー柱等	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等の工作物は、唐津城への眺望を阻害しないように配慮した設置箇所、高さとし、周辺の景観に配慮した形態意匠及び焦げ茶色（ダークブラウン）を基本とした色彩とする。 	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・開発後の土地の地形や地勢が、周辺の景観になじむよう配慮する。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・造成は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢と著しく変更されるものでないこと。 ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては既存の地形や地勢、樹木の保全に努める。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周辺の景観になじむものとするよう努める。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特性の継承を図るよう努める。 ・開発後及び開発中の地形や地勢及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全または植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減するよう努める。 		
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。 		

■ 2-2-4 曳山通りの推奨基準

項目		基準
建築物・ 工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物や町並みに調和するよう配慮する。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻、寄棟、入母屋屋根（勾配 4/10～6/10）で日本瓦を使用する。 ・前面道路に対して平入りの屋根形状を基本とする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、現在の町並みの壁面線と連続性を持たせるように設置する。 ・素材に自然素材（木材・漆喰等）を使用する。 ・地元産の木材など、地産素材を積極的に活用する。
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機や屋上の設備機器などは、原則、通常望見できる部分に露出しないこととし、やむを得ない場合は、木製格子等、和風の囲いを設けるなどして目隠しするか、茶色等に着色し、町並みに調和するものとする。
	外構等 (道路境界)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物や車庫の軒を1階部分に設けることとし、現在の町並みの壁面線、軒線等と連続性を持たせるように設置する。 ・素材は、日本瓦またはこれに調和する素材・デザインのものとする。 ・高さ・長さ等は周辺の町並みの連続性に配慮したものとする。
		<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず、駐車スペースを建物の壁面を後退させて設ける場合や一階部分に設ける場合等には、道路に面した部分に門・塀・生垣等を設置し、現在の町並みの壁面線や軒線等と連続性を持たせるものとする。 ・門は、木製瓦屋根または石柱のものとする。 ・塀は、土塀、板塀、石垣とする。 ・生垣は、葉の触れ合う程度に列植することとする。
	夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関灯など夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置など工夫し、落ち着いた雰囲気を演出するよう配慮する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の工作物は、周辺との調和を図り、色彩は原色を避け落ち着いた色彩を使用することとする。 	

2-3 町内住民の理解（周辺の景観との調和）

以下に掲げる一定規模以上の建築行為等を行う場合は、周辺地域の景観との調和について、届出前に行為を行う町内の住民に対して説明会を開催し、町内住民の理解を得るものとする。

項目	城内地区	曳山通り	
		曳山巡行路沿線	周辺地区
建築物 工作物	高さが15m以上、 または敷地面積が1,000㎡以上のもの	高さが18m以上、 または敷地面積が1,000㎡ 以上のもの	
開発行為	開発区域面積が3,000㎡以上のもの		
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の採掘、 その他の土地 の形質の変更	行為に係る面積が1,000㎡以上のもの		
木竹の伐採	樹高が10m以上のものの 伐採		

※ただし、次のものは対象外とする。

「個人の専用住宅」・「非住宅部分の床面積が50㎡以下の個人の兼用住宅」の建築、外観の変更で過半未満のもの、電柱・電線等の設置で高さが20m未満のもの